

交通安全施設整備工事共通仕様書

(共通編)

平成 26 年 5 月 初 版

平成 27 年 5 月 第 2 版

平成 28 年 5 月 第 3 版

平成 29 年 5 月 第 4 版

平成 30 年 5 月 第 5 版

令和元年 5 月 第 6 版

令和 4 年 5 月 第 7 版

令和 5 年 7 月 第 8 版

岐 阜 県 警 察 本 部

目次

第1章 一般共通事項

第1節 総則

1	適用範囲	1
2	関係法令の適用	1
3	監督員	1
4	工事の着手	1
5	コリンズへの登録	2
6	保険の付保及び事故の補償	2
7	設計図書の照査等	2
8	軽微な変更	3
9	納入仕様書等	3
10	工事材料の選定	3
11	支給品	3
12	官公庁等への手続等	4
13	施工計画書	4
14	工事の下請負	5
15	施工体制	5
16	施工管理	6
17	交通安全管理	6
18	臨機の措置	7
19	踏荒し	7
20	受注者相互の協力	7
21	施工時期及び施工時間の変更	7
22	工事経過の報告	7
23	事故報告書	8
24	施工の点検又は立会い	8
25	工事関係者に対する措置要求	8
26	返納品等の処理	9
27	建設副産物	9
28	後片付け	10
29	検査又は試験及び工事の引き渡し	10
30	補償	10
31	提出書類	11

第2章 共通工事

第1節 土工事

1	障害物処理	14
2	掘削	14
3	覆土及び埋め戻し	14
4	路面復旧	15

5	障害復旧	15
第2節	地業工事	
1	砂利地業	15
第3節	コンクリート工事	
1	一般事項	15
2	現場練りコンクリート	15
3	レディーミクストコンクリート	16
4	陸打ち基礎、プレキャストコンクリート製品の使用	17
5	型枠及び支保	17
6	運搬・打設	18
7	埋設支障による基礎寸法等の変更	20
第4節	塗装工事	
1	一般事項	20
2	塗装方法	21
3	文字、記号及び番号表示	21

別添

- ・ 交通規制例 1～17
- ・ 岐阜県公安委員会告示第4号(平成27年3月3日)
- ・ 写真撮影要領
- ・ 情報セキュリティ確保のため遵守すべき事項

第1章 一般共通事項

第1節 総則

1 適用範囲

この仕様書は、交通安全施設整備に係る工事(以下「工事」という。)に適用する。

なお、本仕様書で特に指示のない場合は岐阜県建設工事共通仕様書(以下「県仕様書」という。)に従うこと。

2 関係法令の適用

(1) 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、常に最新の諸法令を適用し、その運用は受注者の責任において行うこと。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

ア 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)及び関連法令

イ 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)

ウ 道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号)

エ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年12月17日政令第3号)

オ 道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)

カ 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)

キ 道路法施行令(昭和27年12月4日政令第479号)

ク 道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)

ケ 県、市、町、村の道路占用規則

コ 電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)

サ 電気工事士法(昭和35年8月1日法律第139号)

シ 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年5月23日法律第96号)

ス 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第60号)

セ 電気設備の技術基準の解釈について

ソ 有線電気通信法(昭和28年7月31日法律第96号)

タ 電気用品安全法(平成11年8月6日法律第121号)

チ 関係電力会社制定、内線工事基準電力供給規定

(2) 受注者は、諸法令に違反した場合に発生する責務が、発注者に及ばないようにすること。

(3) 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告し、その確認を請求すること。

3 監督員

(1) 本工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

(2) 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、監督員及び受注者がその内容を後日書面により確認できるようにする。

4 工事の着手

(1) 受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り契約書に定め

る工事始期日以降 30 日以内に工事着手しなければならない。

- (2) 受注者は、すべての工事において、契約後 2 週間以内に工事着手前協議を行うこと。ただし、簡易な工事(請負代金額 1,000 万円未満)については省略することができる。

5 コリنزへの登録

- (1) 受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリنز)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をすること。
- (2) 受注者は、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合には原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金を 500 万円未満に変更する場合には変更時登録を行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、直ちに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請すること。

6 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (2) 受注者は、法定外の労災保険に付すこと。
- (3) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して適正な補償をすること。
- (4) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事受注契約締結後 1 カ月以内に、発注者に提出すること。

また、受注者は、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。

- (5) 受注者は、前項に該当する場合、工事現場又は事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

7 設計図書の照査等

- (1) 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、監督員は受注者に図面を貸与する。ただし、市販・公開されているものについては受注者が備えること。
- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めること。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加要求が

あった場合には従うこと。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

(3) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達しないこと。

8 軽微な変更

受注者は、現場の都合により必要があるときは、その工事に支障のない範囲で、かつ、他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督員の承諾を受けて、工事内容、工法等の軽微な変更をすることができる。

なお、この場合においては請負代金額の増減は行わない。

9 納入仕様書等

機器及び標識製作に先立ち監督員と機器及び標識の仕様及び納入時期・返却の可否について事前協議の上、納入仕様書(図面含む)を提出し、監督員の承諾を受けること。

また、標示工事にあつては、施工に先立ち、使用する塗料等資材の予定数量(計算式)及び材料の仕様が分かる資料を提出し、監督員の承諾を受けること。

なお、納入仕様書は、施工計画書を提出後、速やかに提出すること。

また、交通管制センターで運用する制御機については設定定数(階梯図・運用定数)、単独で運用する制御機については製作指示書(交通信号機改良工事により信号運用方式が変更されるものについても同じ)についても同時に提出し監督員の承諾を受けること。

施工上、必要な図面(製作図、原寸図、組立図等)、見本等は、施工又は製作前に遅滞なく作成し、監督員の承諾を受けること。

10 工事材料の選定

受注者は、工事に使用する材料は、支給品の他は、次の各項に適合するものを使用すること。

(1) 設計図書及び警察庁仕様書に適合し、機器詳細図にて承諾を受け、かつ、監督員の検査に合格したもの。

(2) 特に指定したものを除いて、日本産業規格(以下「JIS」という。)に制定されているものはこれに適合し、電気用品安全法の適用を受けるものは、認証済みのものを使用すること。

(3) 「岐阜県環境物品等調達方針」に該当するものは、その方針に基づいたものを使用するよう努めること。

また、使用した材料を示す出荷証明書を提出すること。

11 支給品

(1) 受注者は、契約書第 15 条第 3 項の規定に基づき、支給品の引渡しの日から 7 日以内に、別に定める様式に基づき機器材受領書を作成し、監督員に提出すること。

(2) 受注者は、支給品を契約書第 15 条第 7 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(3) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示に従うこと。

(4) 受注者は、契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき支給品を返納する場合、監督員の指示に従うこと。

なお、受注者は、返納が完了するまで支給品の損失に対する責任を免れることはで

きないものとする。

- (5) 受注者は、支給品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得ること。
- (6) 受注者は、支給品を他の工事に流用しないこと。
- (7) 支給品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

12 官公庁等への手続等

- (1) 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保つこと。
- (2) 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施し、かつ、これに要する費用を負担すること。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けること。
- (3) 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に掲示すること。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出すること。

- (4) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守すること。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議すること。

- (5) 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。

なお、地域住民とトラブルが発生した場合は、速やかに監督員へ報告し、対応について協議すること。

- (6) 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたること。
- (7) 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うこと。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応すること。
- (8) 受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督員に報告し、これにあたること。
- (9) 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。

13 施工計画書

- (1) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出すること。施工計画書は現場実態を勘案し、創意工夫により簡単明瞭にまとめ作成すること。ただし、1,000万円未満の工事については、主要機械、施工方法、施工管理及び環境計画を監督員の承諾を得て省略することができる。また、150万円未満の工事については監督員の承諾を得て省略することができる。

受注者は、施工計画書を遵守し施工すること。

受注者は、施工計画書に次の事項について、記載すること。また、監督員がその他の事項について補足を求めた場合には、追記すること。

- ア 工事概要
- イ 計画工程表
- ウ 現場組織表

- エ 安全管理
- オ 緊急時の体制及び対応
- カ 交通管理
- キ 主要機械
- ク 主要資材
- ケ 施工方法
- コ 施工管理
- サ 環境管理(現場作業環境の整備)
- シ 再生資源の利用促進及び建設副産物の適正処理方法
- ス 電子納品実施計画
- セ その他

(2) 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に施工計画書のうち変更が生じた部分を改め、変更部分について監督員に説明するとともに、提出済みの施工計画書に変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出すること。

なお、重要な変更とは、「施工計画に大きく影響しない数量の増減」以外の変更をいう。

(3) 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を、指示された時まで提出すること。

(4) 総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した受注者は、技術提案書で受注者が採用した内容をすべて施工計画書に記載すること。ただし、技術提案書の提案のうち、契約書の附則に記載がない提案については、施工計画書の作成前に監督員と施工の可否を協議し、施工しないとした技術提案については、施工計画書に記載しないこと。

(5) 計画工程表の作成にあたり、工事抑制期間を勘案し、その期間及び抑制される作業内容について関係機関に確認すること。

14 工事の下請負

(1) 受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整を行うこと。

イ 下請負者が岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「岐阜県入札参加資格者」という。）である場合には、営業停止、資格停止期間中でないこと。

ウ 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結すること。

(2) 次に掲げる要件を満たす者から下請負者を選定するよう努めること。

ア 岐阜県入札参加資格者。

イ 岐阜県内に本店(建設業法に規定する主たる営業所を含む)を置く者。

15 施工体制

(1) 受注者は、複数の現場を同時に施工する計画がある場合、それぞれの現場に現場

代理人を置く施工班の体制を整え、事前に現場代理人届及び施工計画書を提出すること。

また、同日に複数の現場にて作業を実施する場合は、届け出た現場代理人をそれぞれの現場に常駐させること。

- (2) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを当該工種施工開始前までに監督員に提出すること。

なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。

- (3) 受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出すること。

施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。

- (4) 受注者は、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)に、工事現場内において「現場代理人」「主任技術者(監理技術者)」を標示する腕章等を着用させること。
- (5) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかにその写しを監督員に提出すること。
- (6) 受注者は、建設業法第 40 条に従い、工事関係者及び公衆が見やすい場所に建設業許可票を提示すること。

また、建設業の許可業者に下請負をさせる場合も同様とする。

- (7) 受注者は、各下請負者に対して、再下請負を行う場合に再下請負通知書を受注者に提出すべき旨を書面にて通知すること。また、工事関係者が見やすい場所に同内容を掲示すること。

16 施工管理

- (1) 受注者は、設計図書に示された機能を完全に発揮させるように施工し、設計図書に明記のない場合でも、必要な事項は誠実に施工すること。
- (2) 受注者は、特殊な技術ならびにその関連工事となる部分について、受注者は設計図書に示された目的及び結果に対し、設計、製作又は施工上すべての責任を負うこと。
- (3) 受注者は、各機器の取付方法、関連する配管・配線等の方法及び種類・規格等について、監督員と協議の上実施すること。
- (4) 受注者は、工事の施工方法及び品質管理並びに安全管理について監督員と事前協議を行い必要事項を確認の上、施工計画書を作成し提出すること。
- (5) 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知すること。

17 交通安全管理

- (1) 道路工事保安施設設置基準に基づいて実施すること。
- (2) 工事規制の方法は、別添「工事規制例」を参考として、工事箇所における交通流、地理的状況等を慎重に考慮し、通行車両及び歩行者への安全に十分配慮し実施すること。

と。

- (3) 交通誘導警備員の配置箇所及び人数について、警察署長への道路使用許可申請書、道路管理者への作業届を提出する前に監督員に確認すること。
- (4) 岐阜県内において、有資格者の配置が義務付けられた路線は、別添「岐阜県公安委員会告示第1号(平成27年3月3日)」のとおりである。
- (5) 重量物、長尺物を搬送する場合は、当該物件を搬送しようとする車両の積載能力を超えて積載することのないよう管理を徹底すると共に、落下防止に対して十分な対策を行うこと。なお、制限外積載許可が必要となる場合は、所定の手続きを行った上、搬送すること。

18 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害防止のための必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告すること。
- (2) 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

19 踏荒し

受注者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了解を得て着手すること。

受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、現況の状態に復旧すること。

20 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工すること。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力すること。

特に交通管制システム関連工事については中央装置と端末機器の接続について、関連工事の受注者と連携し相互に協力して円滑に作業すること。

21 施工時期及び施工時間の変更

- (1) 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議すること。
- (2) 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出すること。ただし、施工計画書に予め示している場合や、工事打合せなど、発注者・受注者双方が書面により、事前に作業日や理由を把握している場合は、提出不要とする。

22 工事経過の報告

(1) 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を作成し、監督員に提出すること。

(2) 運用変更報告

受注者は、工事により制御機を取り替える場合、又は、制御機を改造し運用(定周期化を含む)が変更される場合には、変更内容等について監督員と協議を行うこと。

また、施工時には変更内容及び変更時刻を遅滞なく速やかに交通規制課交通管制センター信号運用係に報告すること。完成時には、変更内容及び変更時刻の一覧表を監督員に提出すること。

23 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する期日までに、事故発生報告書を提出すること。

24 施工の点検又は立会い

(1) 受注者は設計図書に従って、工事の施工についての監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会を求める旨を監督員に連絡すること。

(2) 監督員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力すること。

(3) 受注者は監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供及び写真等の資料整備をすること。

なお、監督員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供すること。

(4) 監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

(5) 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

(6) 段階確認、施工状況立会いは、次に掲げる各号に基づいて行うこと。

ア 受注者は、特記仕様書等に示す工種の施工時期において、段階確認や施工状況立会いを受けること。

イ 受注者は、事前に段階確認や施工状況立会いに係わる内容(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に連絡すること。また、監督員から段階確認や施工状況立会いの実施について連絡があった場合には、受注者は段階確認や施工状況立会いを受けること。

ウ 受注者は、段階確認に臨場すること。

エ 監督員は、段階確認や施工状況立会いを、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けること。

オ 受注者は、監督員に完成時、不可視になる施工箇所調査ができるよう十分な機会を提供すること。

(7) 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の確認を受けること。

25 工事関係者に対する措置請求

(1) 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(2) 発注者又は監督員は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補

佐、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

26 返納品等の処理

受注者は、設計図書に添付されている返納品一覧表に記載してあるものについて、監督員の指定する場所に返納すること。また、返納するものについて撤去品報告書を作成し、返納時に監督員に提出すること。

27 建設副産物

(1) 一般事項

受注者は、建設系産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り適切に処分を行うこと。そのうち再資源化が可能なものについては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に則り適切に再資源化を行うこと。機器等については、産業廃棄物処理法に則り、適切な解体、分別を行い、有価物として処分できるものについては、有価物として処分すること。また、機器等に設置されている鍵、警察記章及び広告禁止ステッカーは取り外し、それらの処分方法については監督員から指示を受けること。掘削により発生した残土は自由処分とし、適切に処分すること。

(2) マニフェスト等

受注者は、建設副産物を処分する際には、建設系産業廃棄物にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより適正処理を確認するとともに監督員に写し及び写真記録を提出すること。ただし、マニフェストの写しの提出については、工事完成検査の日までに監督員ならびに検査員に提示したマニフェストは、その写しの提出を省略することができる。また、有価物については、売却先の受領書等の写し及び写真記録を提出すること。残土については、写真記録を提出すること。

(3) 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日)、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱(平成6年4月1日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

(4) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

ア 受注者は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、設計図書に積算条件を示しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者との間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は設計図書について監督員と協議すること。また、処理委託先が変更となる場合は、工

事請負契約変更が必要である。

イ 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告すること。

- ① 再資源化等が完了した年月日
- ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③ 再資源化等に要した費用

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式 2「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。

(5) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出し、その内容を発注者に説明すること。

なお、作成した再生資源利用計画は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めること。また、受注者は、発注者から請求があった場合には、再生資源利用計画の実施状況を発注者に報告すること。

(6) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出し、その内容を発注者に説明すること。

なお、作成した再生資源利用促進計画は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めること。また、受注者は、発注者から請求があった場合には、再生資源利用促進計画の実施状況を発注者に報告すること。

(7) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出すること。

(8) 建設副産物情報交換システム

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議すること。

28 後片付け

- (1) 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け撤去し、現場及び工事に係る部分並びに工事に付随して影響のあった隣接部分を清掃し、整然とした状態にすること。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、梯子等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去すること。

- (2) 受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧すること。

29 検査又は試験及び工事の引き渡し

- (1) 受注者は、検査に先立ち以下のものを提出すること。

- ア 完成届
- イ 完成写真(施工前と施工後の写真を整理したもの)
- ウ 機器毎の取付高、基礎寸法、接地抵抗値等の出来形一覧
- エ 標識毎の取付高、基礎寸法等の出来形一覧
- オ 標示毎の線幅、延長、塗膜厚等の出来形一覧

- (2) 受注者は、工事完成に際しては、検査員による、工事の出来形検査及び主要機器の機能試験並びに設備の総合試験を受け、これに合格した後に引き渡しを行うこと。

- (3) 受注者は、前記の検査又は試験に直接必要な一切の費用を負担すること。

30 補償

受注者は、使用機器(支給機器を除く)、材料、施工内容等が引き渡し後に瑕疵があることが判明した場合には、発注者の請求により補修又は損害の賠償をすること。

その請求できる期間については、土木工作物等にあつては2年、その他の場合にあつては1年とする。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失において生じた場合には請求できる期間を10年とする。なお、道路標示工事は除く。

その補修については定められた期限内に無償で対応すること。

この場合には監督員の指示に従い一時仮設備又は代替の機器材料等を使用し、交通安全施設の正常な運用の継続に支障のないようにすること。

また瑕疵の内容が、ソフトウェアの製造上の欠陥による場合、各種仕様書に定める保証範囲内の使用状態でハードウェアの容量不足に起因すると認められる場合については、対象機器が存置の間は発見の都度無償で修復又は交換すること。

31 提出書類

- (1) 受注者は下記の書類を監督員に提出すること。その他当該工事において必要となった書類又は監督員が必要と認めた書類についても監督員の指示する様式で提出すること。

- ア 現場代理人・技術者届
- イ 工事費内訳明細書
健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の事業主負担分を明示すること。
- ウ 有資格者名簿
- エ 材料発注予定表
- オ 施工体制台帳及び施工体系図
- カ 施工計画書
- キ 納入仕様書
- ク 検査成績書
- ケ 出荷証明書
- コ 指示・承諾・協議・提出・報告書

- サ 工事履行報告書
- シ 工事打合せ記録
- ス 事故発生報告書
- セ 再生資源化等報告書
- ソ 機器材受領書
- タ 撤去品報告書
- チ 完成届
- ツ 完成写真

工事前写真及び工事後写真を整理し、工事内容及び工事完成が確認できるように作成すること。

写真の撮影方法については別添「写真撮影要領」を参考とすること。

テ 完成報告書

完成報告書はA版で作成するものとする。

写真の撮影方法については別添「写真撮影要領」を参考とすること。

- (ア) 工事前写真
- (イ) 工事後写真
- (ウ) 工事中写真
- (エ) 材料検収
- (オ) 工事及び作業にかかる安全対策
 - a 労働基準法及び建設業法に基づく各種安全対策の結果を写真とともに整理すること。
 - b 工事施工場所における交通安全対策及び交通整理状況を写真とともに整理すること。
- (カ) 出来形一覧(機器毎の取付高、基礎寸法、接地抵抗値等)
- (キ) 完成図面(路側標識、道路標示工事は除く)
 - a 施工場所平面図

施工場所平面図についてはコンピューターを用いた製図システム(CAD)により作成すること。

平面図はA3サイズで作成すること。

また、作成した図面データについては追記可能な記憶媒体に保存し1部提出すること。使用媒体は監督員と協議により変更することも可能とする。

完成後の現示階梯図、経度及び緯度、消費電力構成表、配電系統図、施工業者名、工事施工日、施工内容についても記載すること。
 - b ネットワーク構成図(交通管制システム関連工事の場合)
 - (a) 関連装置間の接続を示すシステム構成図
 - (b) 他の装置との接続に係るインターフェース規格及びデータの形式、内容
 - (c) セキュリティ関連
 - (d) その他監督員の指示する資料
- (ク) 各種申請書の写し(電気、回線に係る申請)
- (ケ) 管理台帳

設置する機器については管理台帳を作成し提出すること。様式は別途指示する。工事に係る全ての機器について取付位置、検査年月日、型式、製造番号、製

造年月、製造会社等を管理台帳に記載すること。

(ロ) その他監督員の指示する資料

(2) 電子納品

受注者は、提出書類の中で下記の書類については、原則として電子媒体で納品すること。

なお、納品方法については施工計画書に記載すること。

ア 納入仕様書

イ 検査成績書

ウ 完成報告書

(ア) 工事写真

(イ) 完成図面

(ウ) 管理台帳

(3) 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や、地域社会への貢献として特に評価できる項目について、実施内容を具体的に施工計画書に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し報告すること。

(4) 受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり、情報セキュリティの対策をとること。

なお、対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令に準拠すること。また、別添「情報セキュリティ確保のため遵守すべき事項」に従うこと。

第2章 共通工事

第1節 土工事

1 障害物処理

- (1) 受注者は、工事の施工に際して他所管の工作物、給排水管、ガス管等の埋設物について調査を行うこと。

なお、調査により存在が判明した物件に関しては、当該管理者の立ち会いのもと確認を行い、工事実施の可否について協議の上、監督員に報告すること。

- (2) 受注者は、施工に際して監督員の指示を受け、既設物件を損傷しないように細心の注意を払い施工すること。

2 掘削

- (1) 掘削は地下埋設物を損傷することがないように手掘りで行うこと。ただし、機械掘りが必要となる場合には、監督員と協議し承諾を得ること。
- (2) 舗装部の取り壊しについて、コンクリートカッタ等を使用して必要部分のみをカットすること。
- (3) インターロッキング舗装のインターロッキングブロックは損傷しないよう丁寧に扱うこと。施工場所にて保管する時には、道路交通及び通行者に支障がない位置に整理し保安設備を施すこと。
- (4) みぞ堀又はつぼ堀をし、えぐり堀をしないこと。
- (5) 掘り上げ土は、舗装部(又は衣土)、上層土及び下層土にシート等を使用し分別すること。また、飛散しないように注意すること。
- (6) 床堀箇所湧水及び滞水等は、ポンプ又は排水溝を設けるなどして排除すること。
- (7) 床堀の施工にあたり掘削は指定する深さまで行き、石や突起物を取り除き、床面を平坦にならし、締固めること。
- (8) 作業土工における床堀の施工にあたり、特に指定のない限り、地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げること。
- (9) 床堀により崩壊又は破損の恐れがある構造物等を発見した場合には応急措置を施すとともに直ちに監督員と協議すること。
- (10) 道路横断箇所は、横断部の2分の1又は3分の1ずつ掘削し、その部分の埋設及び埋め戻し完了後、次の掘削に移り、道路の片側の交通を確保すること。
- (11) 施工上やむを得ず設計図書に定める断面を超えて掘削する場合には、事前に監督員と協議すること。

3 覆土及び埋め戻し

- (1) 掘削箇所において、当日中に埋め戻せない場合又はそのまま掘り置きできない場合は、仮舗装等を行い第三者に対して安全な措置をとること。
- (2) 掘削土について、下層土は下層に、上層土は上層に埋め戻すこと。
- (3) 掘削土をそのまま埋め戻すことが不適切な場合は、監督員と協議の上、他の良質の土砂を埋め戻すこと。
- (4) 砂利道の表面仕上げを行う場合は、路面及び衣土をもって掘削前の路面と同じように締固めること。
- (5) 埋め戻しにあたり、埋め戻し箇所の残材、廃材、木屑等を撤去し、一層の仕上がり

厚 300mm 以下を基本として締固めながら埋め戻すこと。

- (6) 構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋め戻しを行う場合には、小型の締固め機械を使用し均一になるように仕上げる。ただし、これによりがたい場合には監督員と協議すること。
- (7) 埋め戻しを行うにあたり既設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように埋め戻すこと。
- (8) 適切な含水比の状態での埋め戻し作業を実施すること。

4 路面復旧

工事に伴い路面の舗装を撤去する場合は、アスファルトカッターにより切断し撤去すること。また、撤去した舗装の復旧は、アスファルト合材により行い、平滑かつ周囲の舗装と段差がないよう、プレートコンパクターで転圧を行うこと。

ただし、復旧する範囲が狭小の場合は、事前に監督員と協議し、常温合材により復旧することができる。その場合においても、同様に転圧を行うこと。

本復旧までの間通行車両及び通行者に危害が及ぶ事がないように安全対策等の措置を行い、交通の支障とならないようにすること。

5 障害復旧

土工事の作業により、地下埋設物等に損害を与えたときは、受注者の責任により元通り補修すること。

第2節 地業工事

1 砂利地業

基礎に合わせ必要な深さまで掘り下げ、床付面を平坦にならし、砕石及び再生砕石を十分な締固めを行いながら所定の厚さに仕上げる。

砂利地業の厚さは、普通地盤の場合 100mm とする。ただし、埋設管路又はハンドホール基礎工の場合、厚さ 50mm の敷砂利でもよいものとする。

なお、コンクリート製の底板を監督員の承諾を得て代用することができる。

第3節 コンクリート工事

1 一般事項

受注者は、コンクリート工事に関して本仕様書で特に指示のない場合は県仕様書に従うこと。

使用するコンクリートは、レディーミクストコンクリートとすること。ただし、路側標識工事においては、現場練りコンクリートを使用することができる。

2 現場練りコンクリート

(1) 使用材料

使用する材料は、JIS 認定工場で製造された普通ポルトランドセメント、粗骨材、細骨材ともに当該工事用に購入した新材とし、乾燥状態よく保管されたものを施工に使用すること。

(2) 調合比率

コンクリートの調合は、重量比でセメント 1、砂 2.6、砂利 3.77 とし、事前に配合計画書等を提出し承諾を得ること。

(3) 練り混ぜ

現場練りコンクリートは、工事箇所毎で使用する適量をその都度作り、ミキサーなどで均等質となるまで十分に練り混ぜること。また、その調合比率を計量器等で確認し、写真による記録を行うこと。

3 レディーミクストコンクリート

(1) 工場の選定

ア レディーミクストコンクリートの製造工場は、JIS 認定工場から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを使用すること。

イ 受注者は、アで選定した認定工場で製造され、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについて、材料試験結果、配合決定に関する資料から適切なものであることを確認の上、その資料を監督員に提出すること。

ウ JIS 認定工場の選定にあつては、各工事箇所までの地理的要因や稼働状況について確認を行い、適切と判断される工場を資料により監督員へ報告すること。

(2) 品質確保

ア 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS A 5308)を、1回以上行うこと。ただし、1工種当たりの総使用量が 15m³ 未満の場合は生コンクリート工場(JIS 表示認可工場)の品質証明書等に代えることができる。

工事箇所において下記のとおり実施すること。

- ・ 圧縮強度試験用供試体の採取
- ・ スランプ試験
- ・ 空気量試験
- ・ 塩化物含有量試験

また、検査は受注者が立ち会い、写真記録を行うとともに、原則、監督員の立ち会いの元行うこと。

イ 普通ポルトランドセメント使用の材令 28 日強度の判定にあたっては、JIS 認定工場の推定式を参考にすること。

ウ 信号柱及び大型標識の基礎に使用するコンクリートの配合は原則、下記のとおりとする。下記以外のコンクリートを使用する場合は、監督員と協議すること。

コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	空気量 %
普通	24	8	25	普通ポルトランドセメント	4.5

エ 受注者は、コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とすること。ただし、均し・捨てコンクリートのように耐久性の向上が必要でないものはこの限りではないものとする。

オ 目地・据付等に使用するモルタルの配合は、設計図書に明示した場合を除き、セメントと砂の重量比 1 : 3 程度とする。

(3) 強度試験

信号柱及び大型標識の基礎においては、1 回以上、強度試験を下表の通り行うこと。

試験方法	<ul style="list-style-type: none"> ● JIS A1108(コンクリートの圧縮強度試験法)による ● 県認定共同試験場もしくはコンクリート製造工場で行う
供試体	<ul style="list-style-type: none"> ● JIS A1132(構造体コンクリート現場の圧縮強度供試体)による ● コンクリート打ち込み時に、同一試料から取り分けて 3 本採取する ● 標準養生 4 週とする
試験結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 供試体 3 本の平均値を試験値とする ● 3 本それぞれの試験結果を写真撮影し、試験結果の記録とともに監督員に提出する

4 陸打ち基礎、プレキャストコンクリート製品の使用

コンクリート基礎は、現場において打設することを原則とするが、陸打ちによる基礎又はブロック等のプレキャストコンクリート製品の使用も認めることとする。ただし、陸打ちによる場合、県共通仕様書共通編に定める方法に準拠して製作すること。また、プレキャストコンクリートを使用する場合は、事前に製造元の試験成績表等を監督員に提出し、承諾を得ること。また、前記 3 レディーミクストコンクリートの (3) 強度試験を行うこと。

なお、施工段階において埋設物による支障が判明し、製作済みの陸打ち基礎又は調達済みのプレキャストコンクリート製品が使用不可となった場合、これらの費用は受注者の負担とする。

5 型枠及び支保

型枠及び支保として支保、型枠、塗布その他これらに類する事項について以下のとおり定める。ただし、路側標識等の簡易な基礎で、舗装路面下の良好な地盤においては、型枠を省略することができる。

(1) 構造

ア 受注者は、型枠及び支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造とすること。

イ 受注者は、型枠を容易に組立て及び取り外すことができ、せき板又はパネルの継目はなるべく部材軸に直角又は平行とし、モルタルが漏れない構造とすること。

ウ 受注者は、特に定めのない場合は、コンクリートの角に面取りができる型枠を使用すること。

エ 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で基礎に伝えられるように適切な形式を選定すること。

オ 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下等が生じないようにすること。

カ 受注者は、鋼管柱(直管式)のコンクリート根巻きは、非舗装面については地表か

ら 100mm 以上の深さの型枠仕上げとすること。

(2) 組立て

ア 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルト又は棒鋼を用いること。

また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載すること。

なお、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておかないこと。

イ 受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにすること。

ウ 受注者は、型枠及び支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され構造物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工すること。

(3) 取り外し

ア 受注者は、型枠及び支保の取り外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取り外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載すること。

イ 受注者は、コンクリートの打ち込み後の材齢（日）及びコンクリート強度が、下表に達するまで型枠及び支保を取り外さないこと。

なお、圧縮強度による場合は、試験方法及び供試体の採取方法は、前記 3 レディーミクストコンクリートの(3)強度試験による。

表 型枠の最小存置期間

	存置期間の平均温度	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 混合セメントの A 種	混合セメントの B 種
コンクリートの打ち込み後の材齢（日）	20℃以上	2	4	5
	10℃以上 20℃未満	3	6	8
コンクリートの圧縮強度による場合	—	圧縮強度が 3.5 N/mm ² 以上となるまで		

ウ 受注者は、型枠の組立てに使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修すること。

6 運搬・打設

コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項については以下のとおりとする。

(1) 準備

ア 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握すること。

イ 受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめること。

ウ 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定すること。

また、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておくこと。

(2) 運搬

ア 受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬すること。

イ 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬すること。

ウ 受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易、かつ、完全に排出できるトラックアジテータを使用すること。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。

(3) 打設

ア 受注者は、コンクリートを、速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めること。

練り混ぜてから打終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。この条件で施工できない場合は監督員と協議すること。

なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護すること。

イ 日平均気温が 4℃を越え 25℃以下の範囲に予想される時に実施すること。日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合は県仕様書の寒中コンクリートの規定に従い、日平均気温が 25℃を越えることが予想される場合には県仕様書の暑中コンクリートの規定に従うこと。

ウ 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意すること。

エ 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、土木学会「コンクリートのポンプ施工指針(案)」の圧送の規定に従うこと。

また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置すること。

オ 受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させないこと。

カ 受注者は、著しい材料の分離が生じないように打設すること。

キ 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打設すること。

ク 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能な限り取り除くこと。

(4) 締固め

ア 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを使用すること。

なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用すること。また、路側標識等の簡易な基礎にあつては、バイブレーターもしくは突き棒で締固めを行うこと。

イ 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠の隅々に行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを締固めること。

ウ 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に100mm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めること。

エ 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め

狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載すること。

(5) 表面仕上げ

ア 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打設、締固めをすること。

イ 受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後に仕上げ作業をすること。

ウ 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等を除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート又はモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げること。

(6) 養生

ア 受注者はコンクリート打設後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように養生すること。

イ 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、又は散水、湛水を行い、十分な湿潤状態に保たなければならない。コンクリートの湿潤養生期間は、下表を標準とする。

なお、路側標識の基礎にあつては、監督員と協議し、養生期間を変更することができる。

表 コンクリート養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

(注) 日平均気温が4℃以下の場合は寒中コンクリートの規定に従うこと。

7 埋設支障による基礎寸法等の変更

埋設物の状況により標準基礎図によりがたい場合は、基礎形状及び寸法を監督員と協議し決定すること。この場合、必要となる強度（安定度）の確認を行うこと。

第4節 塗装工事

1 一般事項

(1) 受注者は、各種機器及び部材のうち、金属及び木質部は原則として次の部分を除きすべて塗装すること。

- ア 埋設されるもの(防食塗装を除く)
- イ メッキ仕上げ面(塗装を指定した物を除く)
- ウ 特殊な意匠的表面仕上げ処理をした面
- エ 特にその必要の認められない面

- (2) 受注者は、塗装色について、施工前に塗装材料、工程等を同一条件にして作成した塗り見本又は現物塗り見本を示し監督員の承諾を得てから塗装すること。
- (3) 受注者の都合により、現物搬入前に塗装を施す必要のある場合は監督員の承諾を得ること。

2 塗装方法

- (1) 受注者は、あらかじめ錆、汚物等をブラシ等で清掃し完全に除去し塗装をすること。

また、支給品等に再塗装を施す場合は老朽した塗装を剥離し塗装すること。構造が複雑な部分については対応する工具を使用し入念に塗装すること。

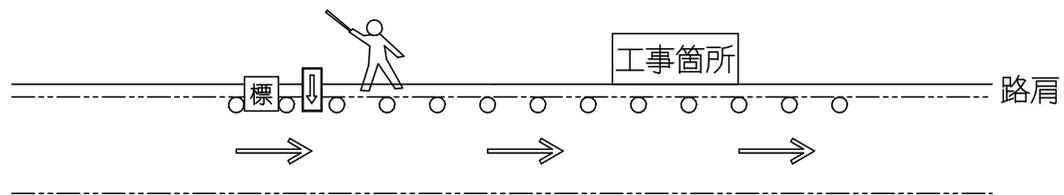
- (2) 清掃後は直ちに下塗りさび止め塗装を実施すること。
- (3) 塗装の回数は特に指示がない場合は以下のとおりとする。

ア 支給品の場合は下地処理後2回塗りとする。

イ 鋼材を使用し新たに製作する物はさび止め塗装1回、下塗り1回、上塗り2回とすること。

3 文字、記号及び番号表示

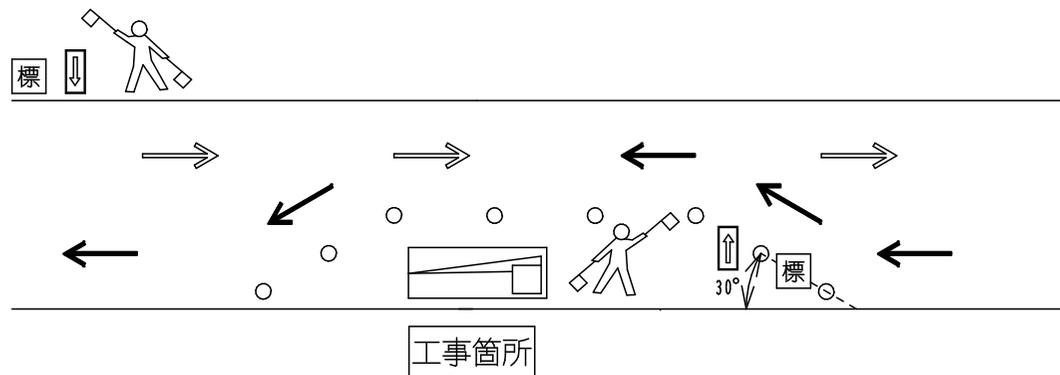
受注者は、記号及び番号表示の書体、大きさ、色等は納入仕様書を提出し監督員の承諾を得ること。



凡例

記号	名称	備考
○	パイロン(セーフアイコン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W)×400mm以上(H)
⇒	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W)×350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置

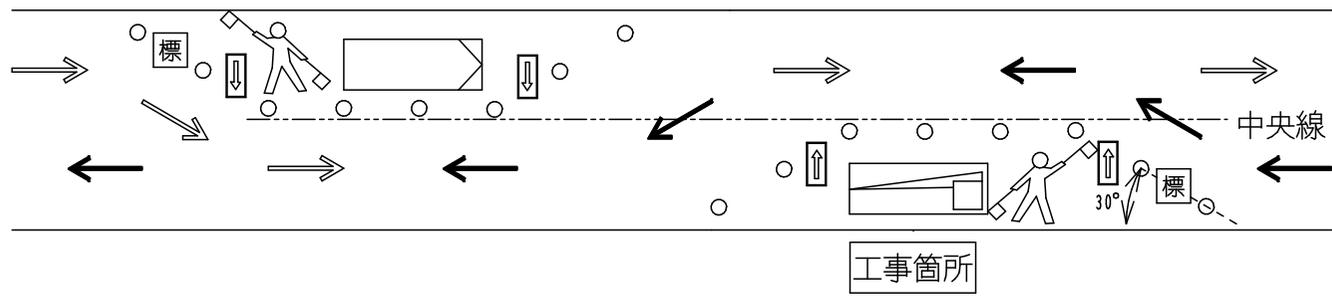
図 工事規制例 1
名 (単路 路肩)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロン(セーフティコーン)	
⊞	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W)×400mm以上(H)
⇒	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W)×350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
⊞	高所作業車両	

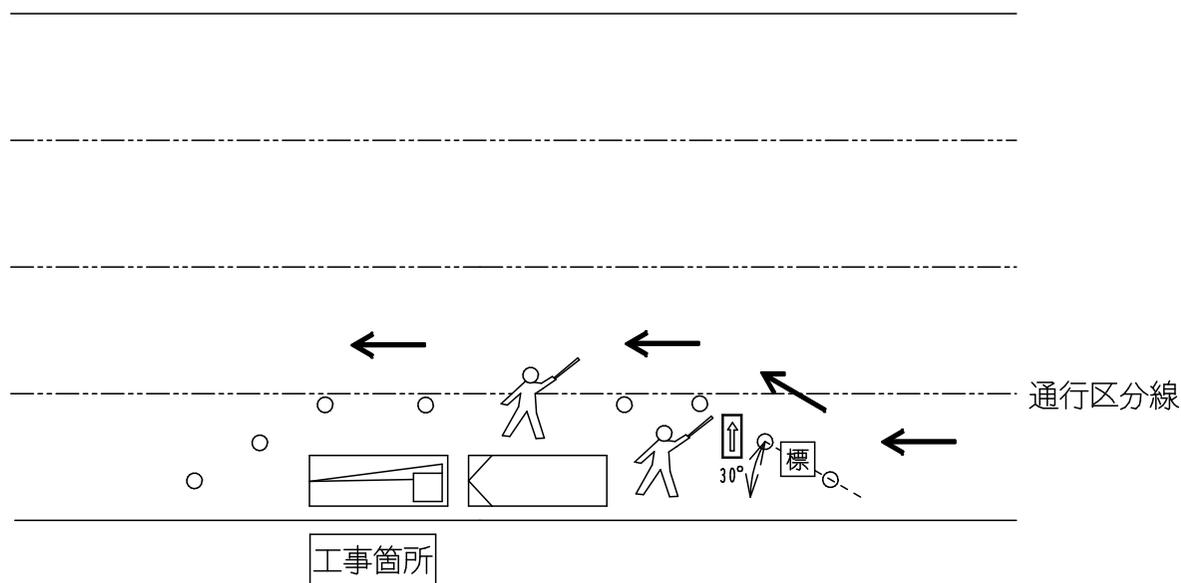
図名 工事規制例 2 (単路)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロン (セーフアイコン)	
⊠	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W) × 400mm以上(H)
⇄	車向誘導矢印板	寸法：600mm以上(W) × 350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
🚧	高所作業車両	
🚧	交通規制車両	

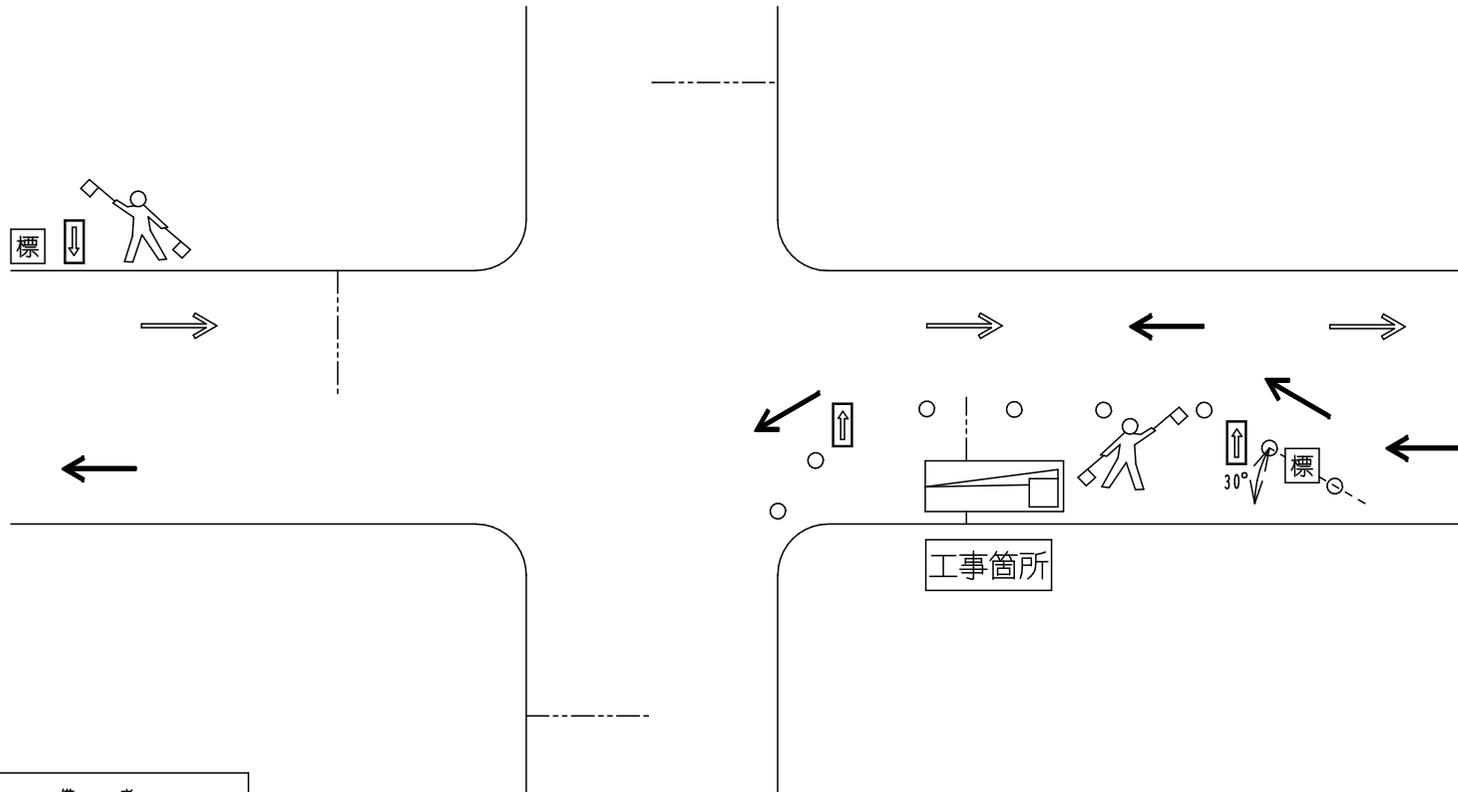
⊠ 工事規制例 3
名 (単路 片側 1 車線)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロン (セーフティコーン)	
⊠	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W) × 400mm以上(H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W) × 350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
🚧	高所作業車両	
🚚	交通規制車両	

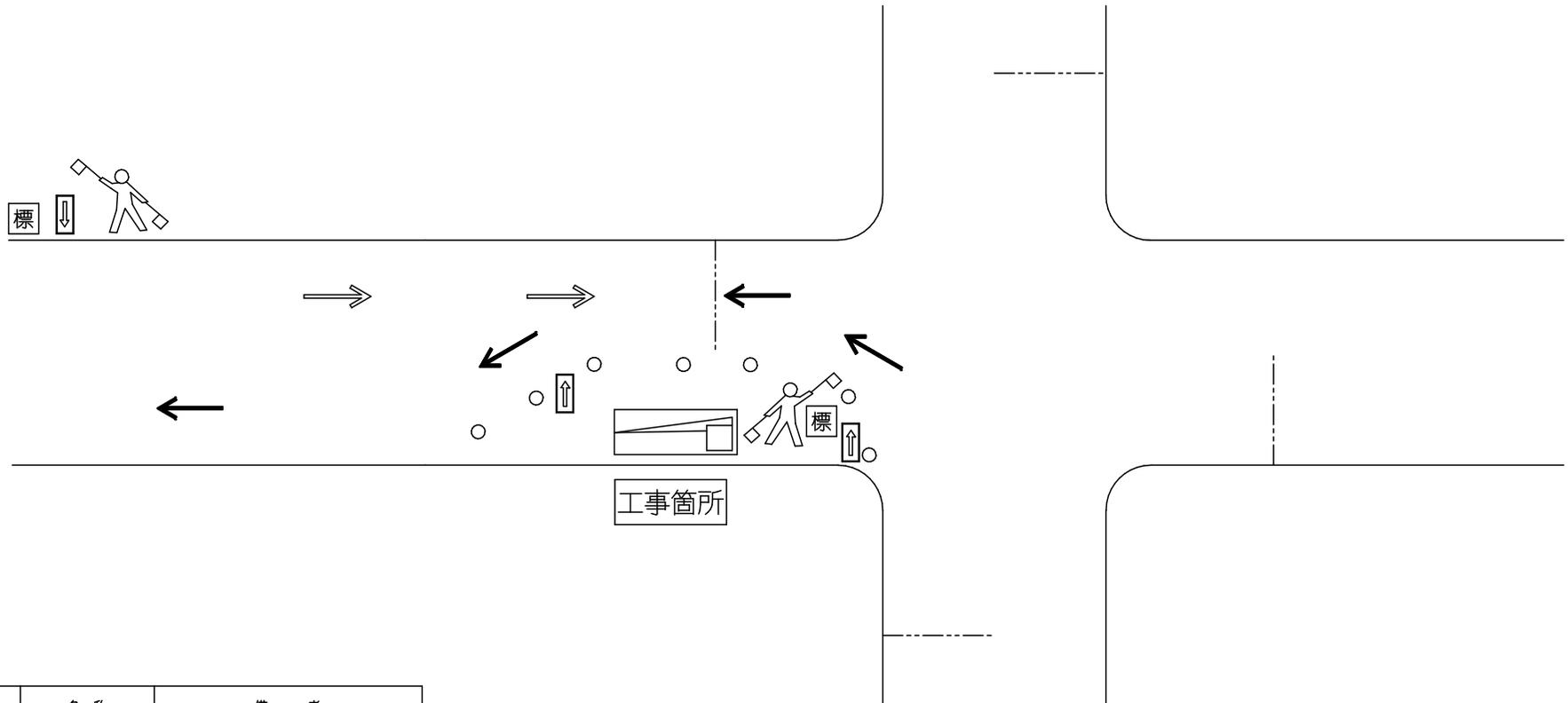
⊠ 工事規制例 4
名 (単路 片側複数車線)



凡例

記号	名称	備考
○	パylon (セーフティコーン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W) × 400mm以上(H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W) × 350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
🚧	高所作業車両	

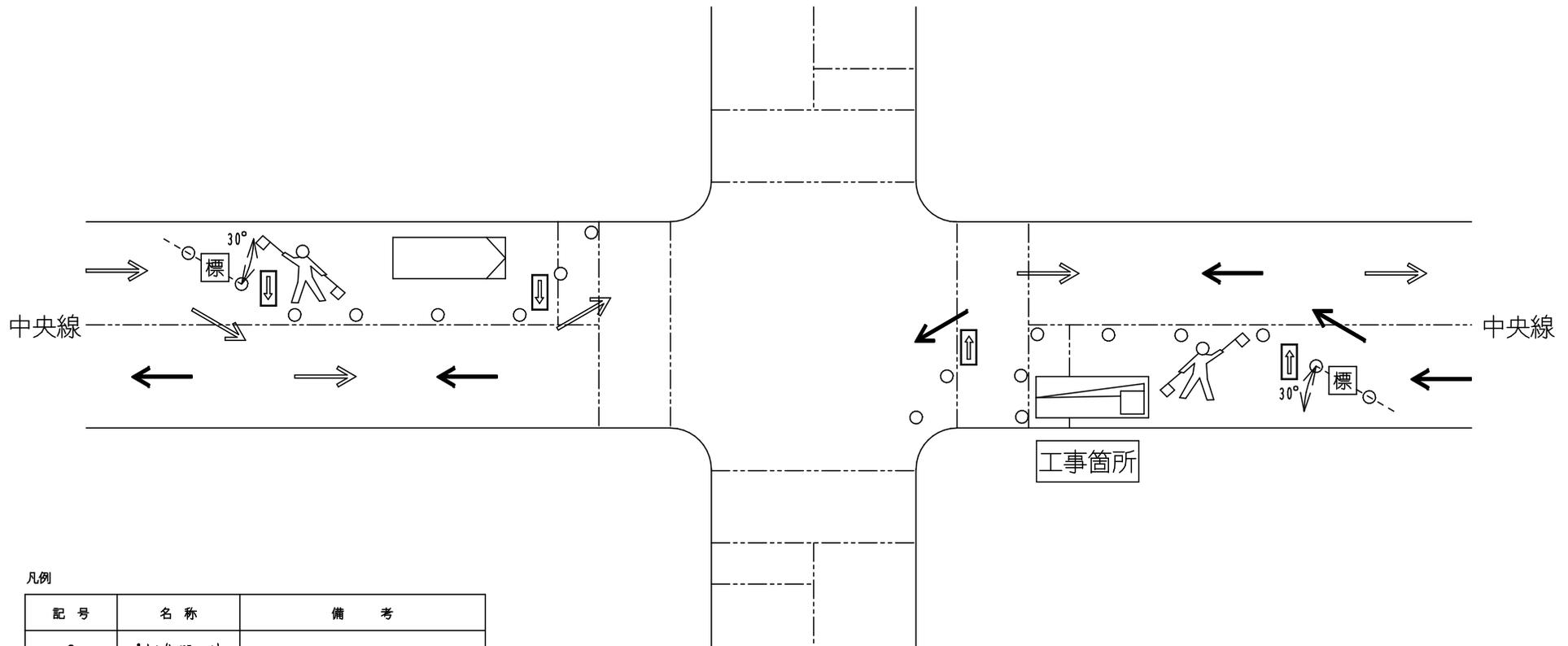
図 工事規制例 5
名 (交差点直近 (停止線通過前))



凡例

記号	名称	備考
○	パイン(セーフコーン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W) × 400mm以上(H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W) × 350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
🚚	高所作業車両	

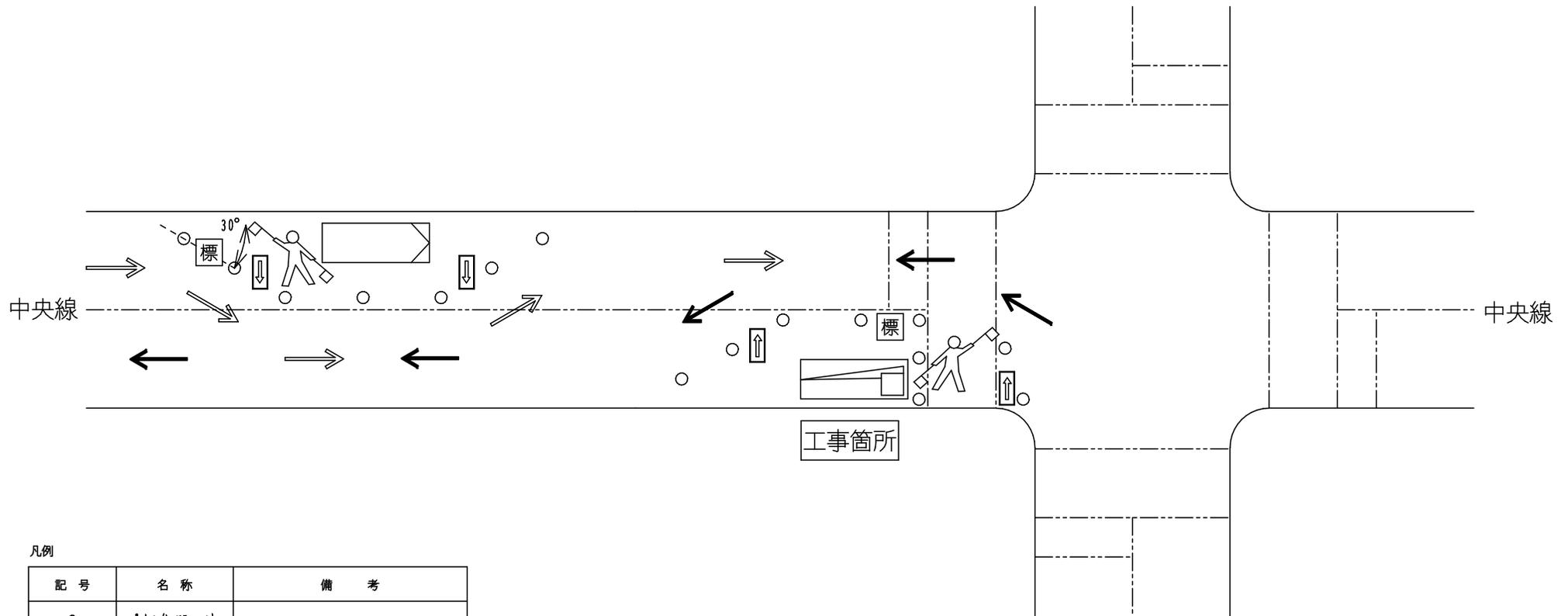
図 工事規制例 6
名 (交差点直近(停止線通過後))



凡例

記号	名称	備考
○	ハイトン (セーフティコーン)	
⊠	工事標識・看板	寸法：600mm以上 (W) × 400mm以上 (H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上 (W) × 350mm以上 (H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
⊠	高所作業車両	
⊠	交通規制車両	

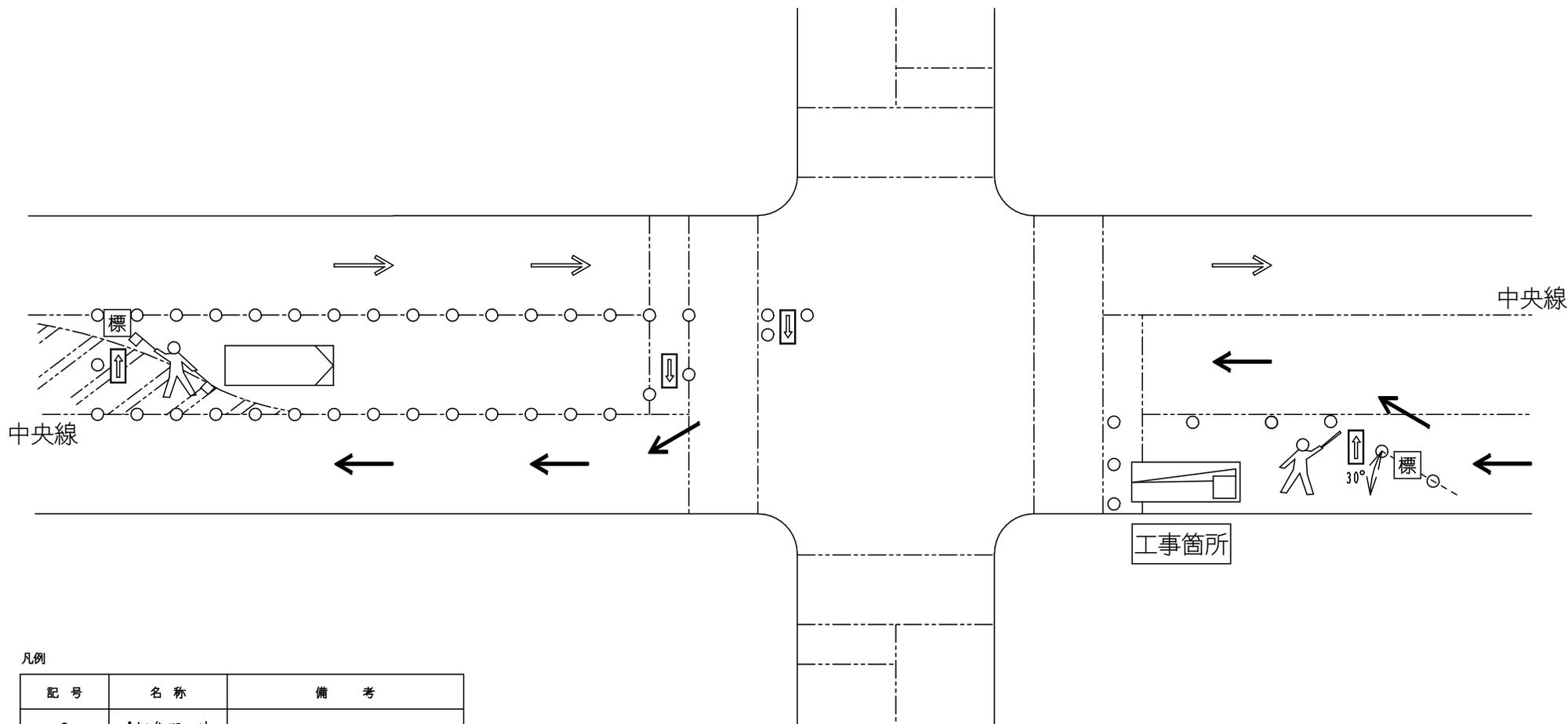
⊠ 工事規制例 7
 名 (交差点直近 (停止線通過前) 片側 1 車線)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロン (セーフアイコン)	
⊠	工事標識・看板	寸法：600mm以上 (W) × 400mm以上 (H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上 (W) × 350mm以上 (H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
⊠	高所作業車両	
⊠	交通規制車両	

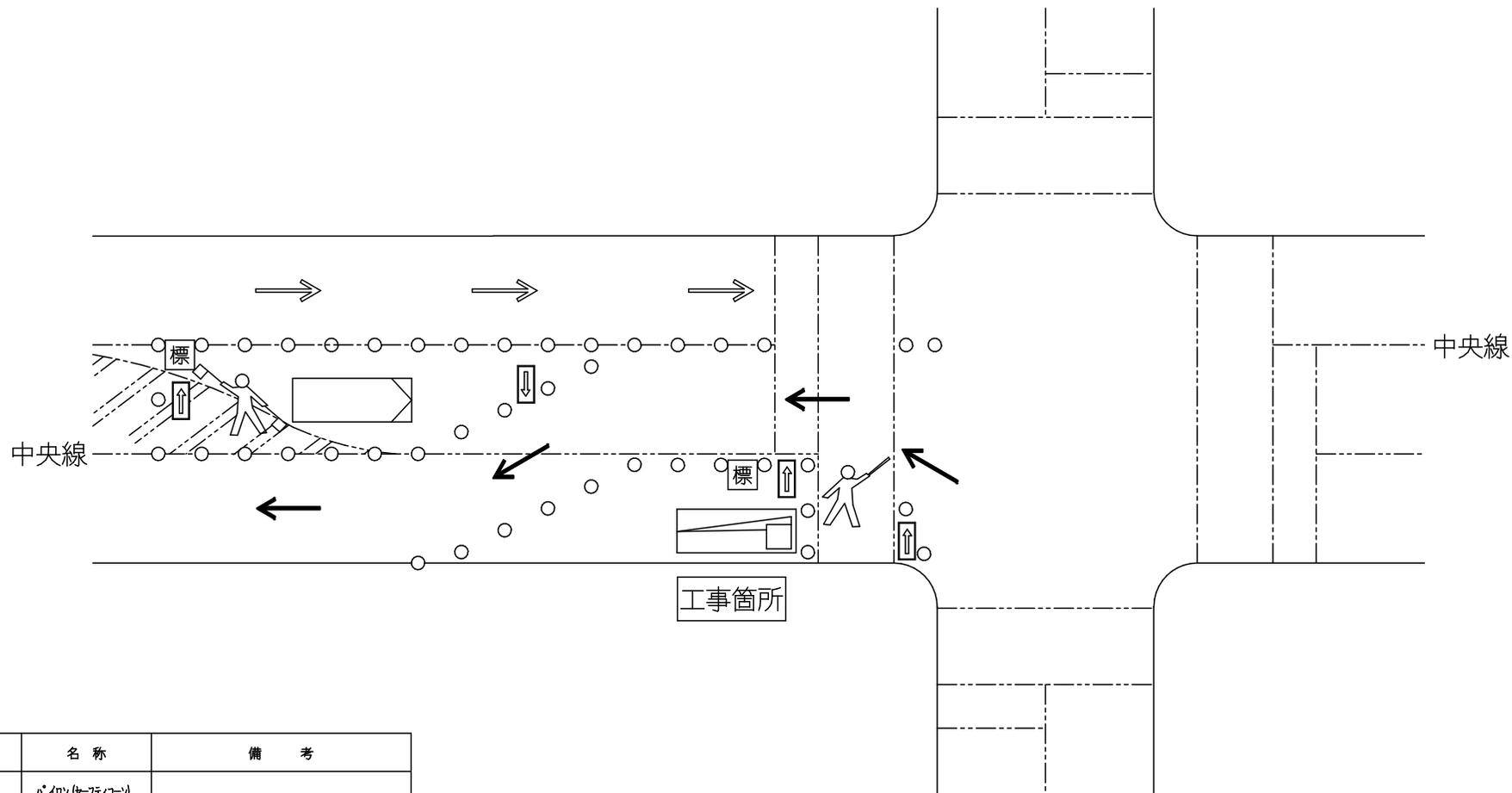
⊠ 工事規制例 8
 名 (交差点直近 (停止線通過後) 片側 1 車線)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロン (セーフアイコン)	
⊠	工事標識・看板	寸法：600mm以上 (W) × 400mm以上 (H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上 (W) × 350mm以上 (H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
高所作業車両	高所作業車両	
交通規制車両	交通規制車両	

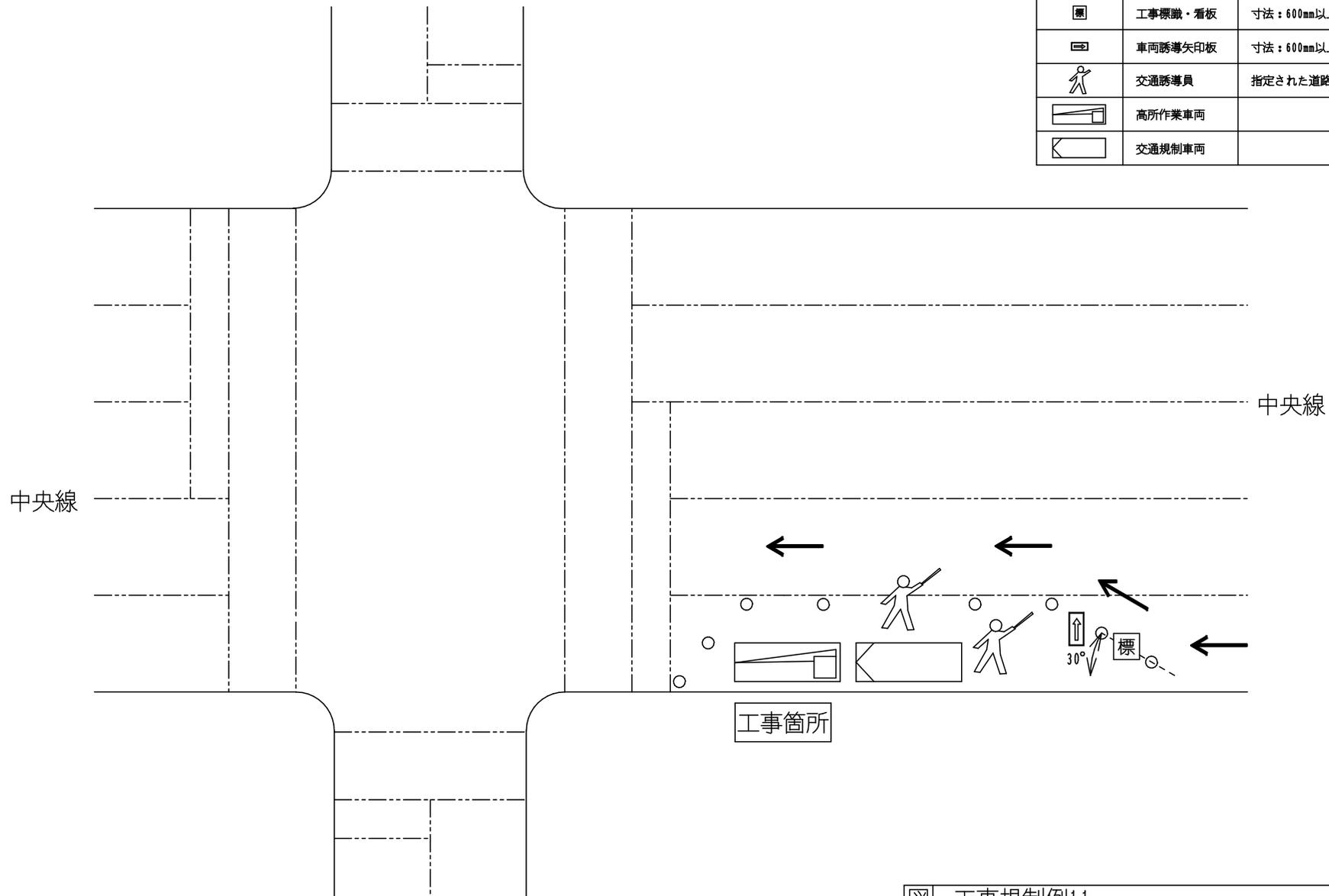
⊠ 工事規制例 9
 名 (交差点直近 (停止線通過前) 右折車線あり)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロン (セーフティコーン)	
標	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W) × 400mm以上(H)
→	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W) × 350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
高所作業車両	高所作業車両	
交通規制車両	交通規制車両	

図 工事規制例10
 名 (交差点直近(停止線通過後) 右折車線あり)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロ (セーフティコーン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上 (W) × 400mm以上 (H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上 (W) × 350mm以上 (H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
人 (旗)	高所作業車両	
人 (旗) (旗)	交通規制車両	

図 工事規制例11
 名 (交差点直近 (停止線通過前) 片側複数車線)

凡例

記号	名称	備考
○	パイロ(セーフティコーン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W)×400mm以上(H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W)×350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
⇨	高所作業車両	
⇨	交通規制車両	

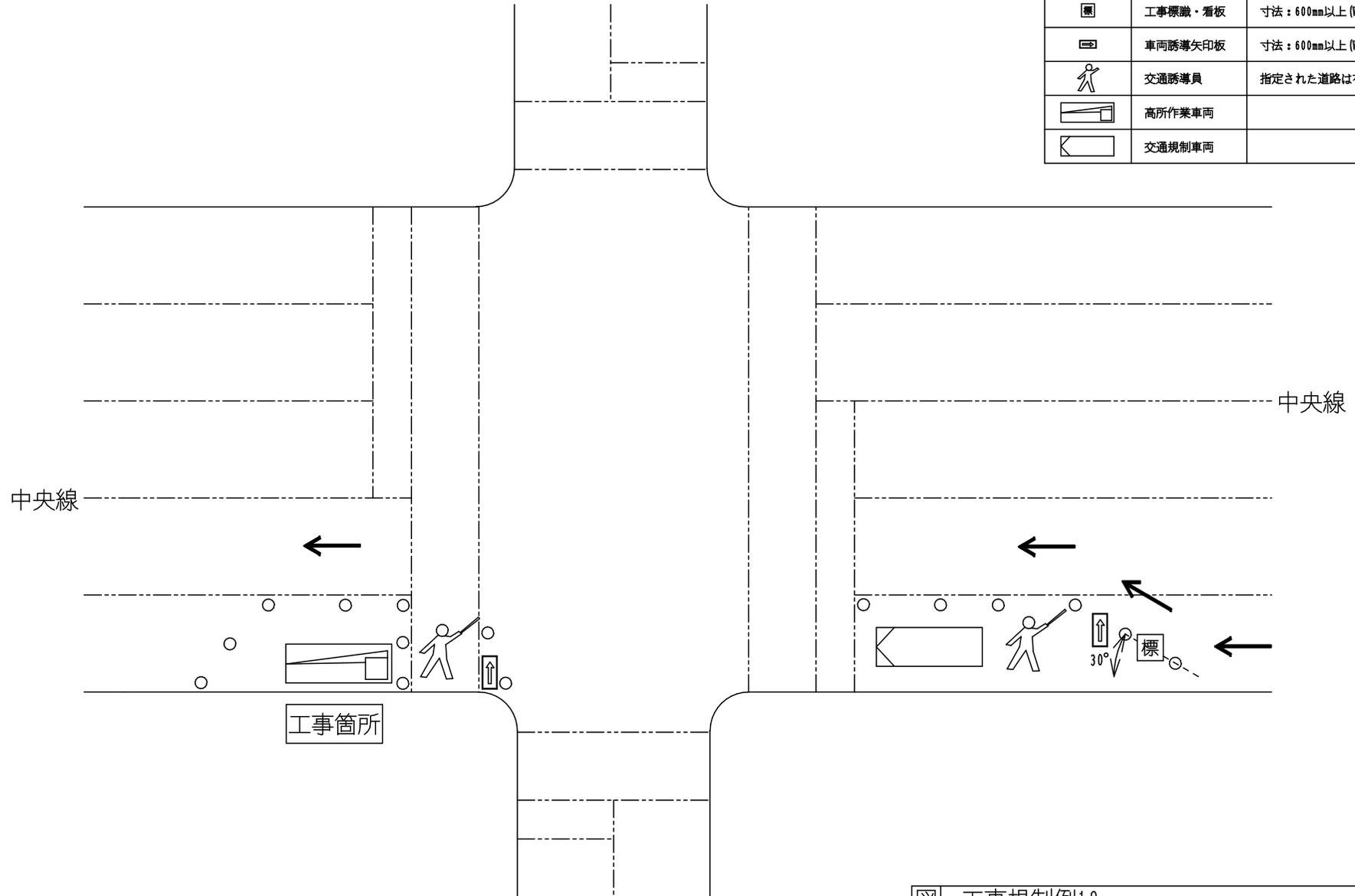
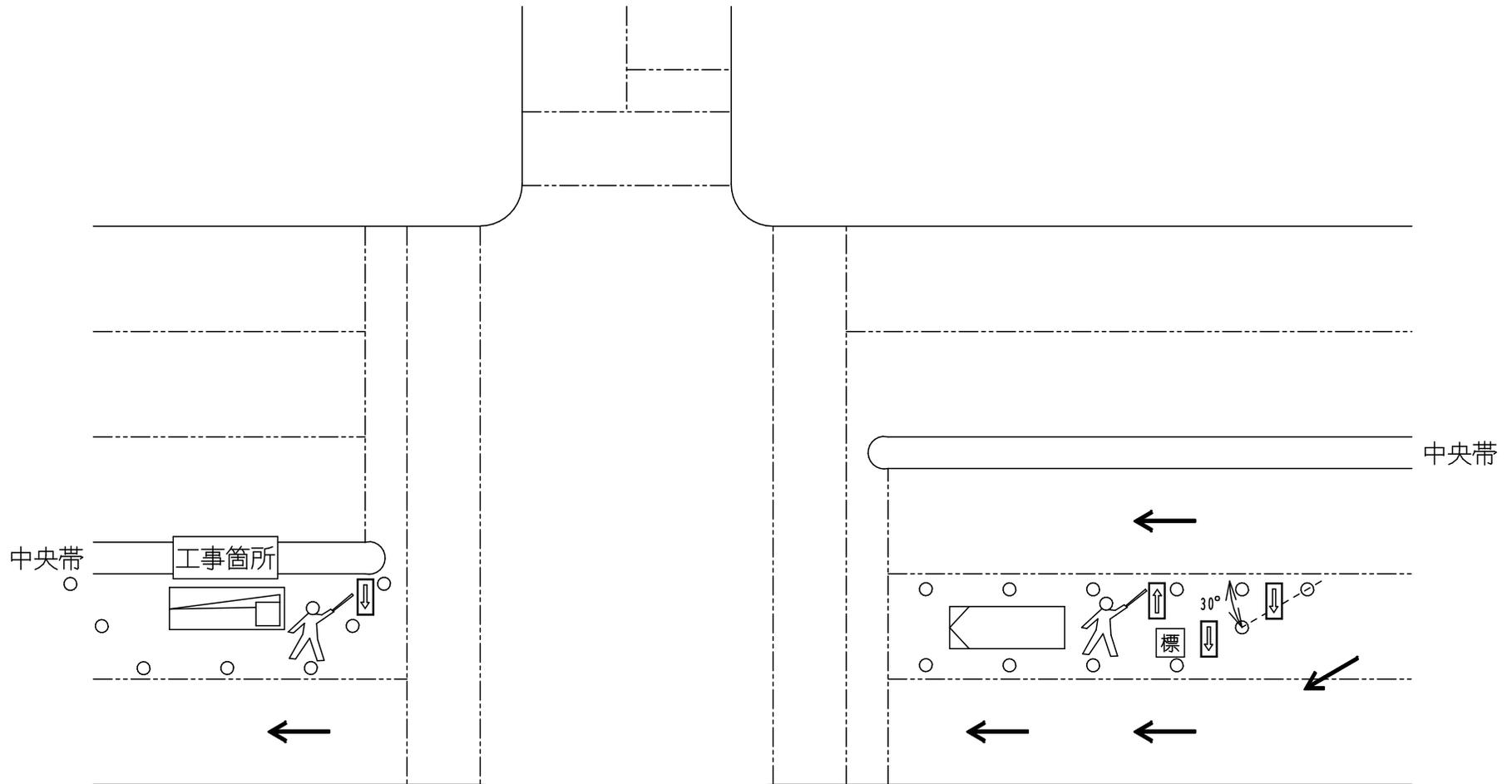


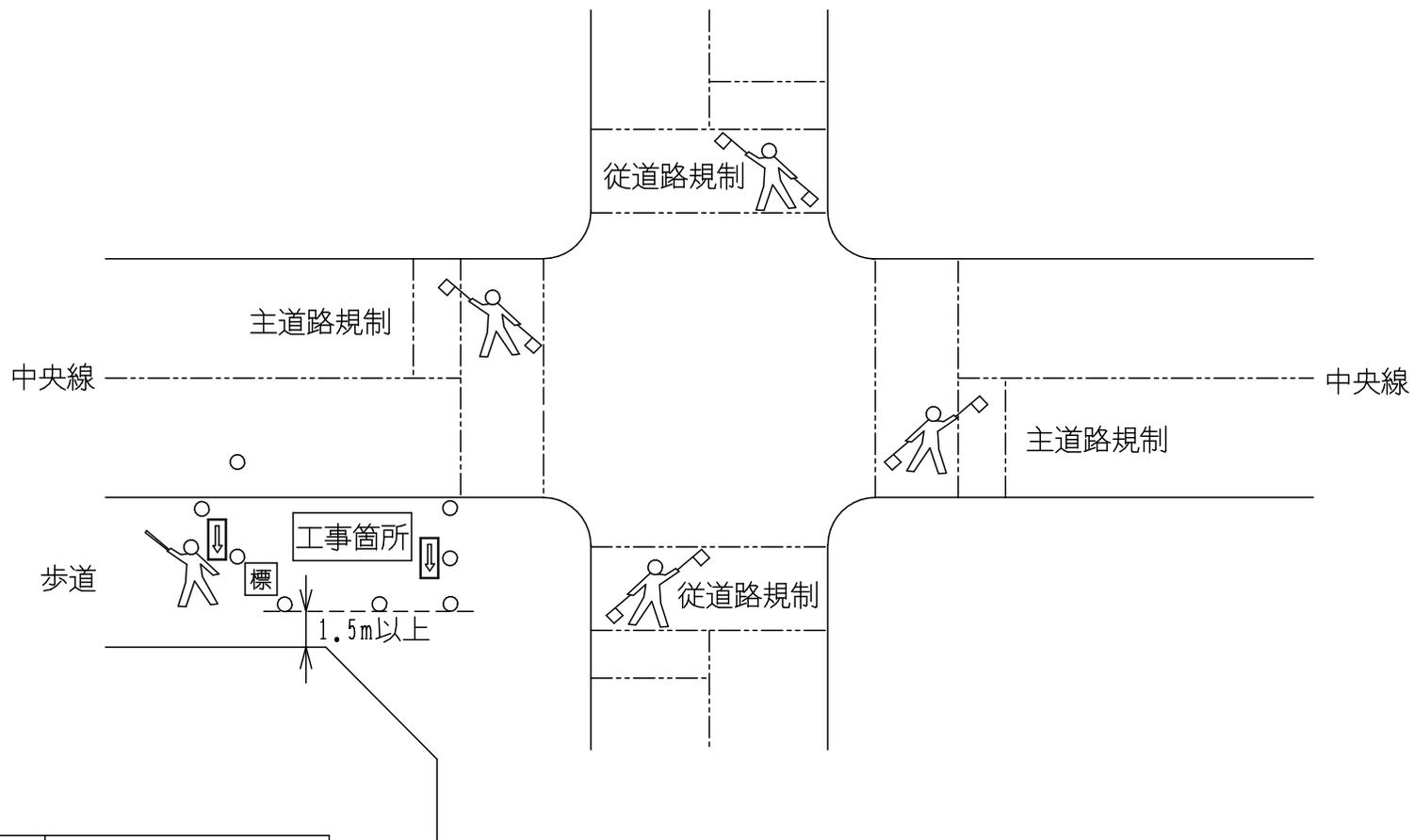
図 工事規制例12
 名 (交差点直近(停止線通過後) 片側複数車線)



凡例

記号	名称	備考
○	パイン(セフィコン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W)×400mm以上(H)
▢	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W)×350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
高所作業車	高所作業車両	
交通規制車両	交通規制車両	

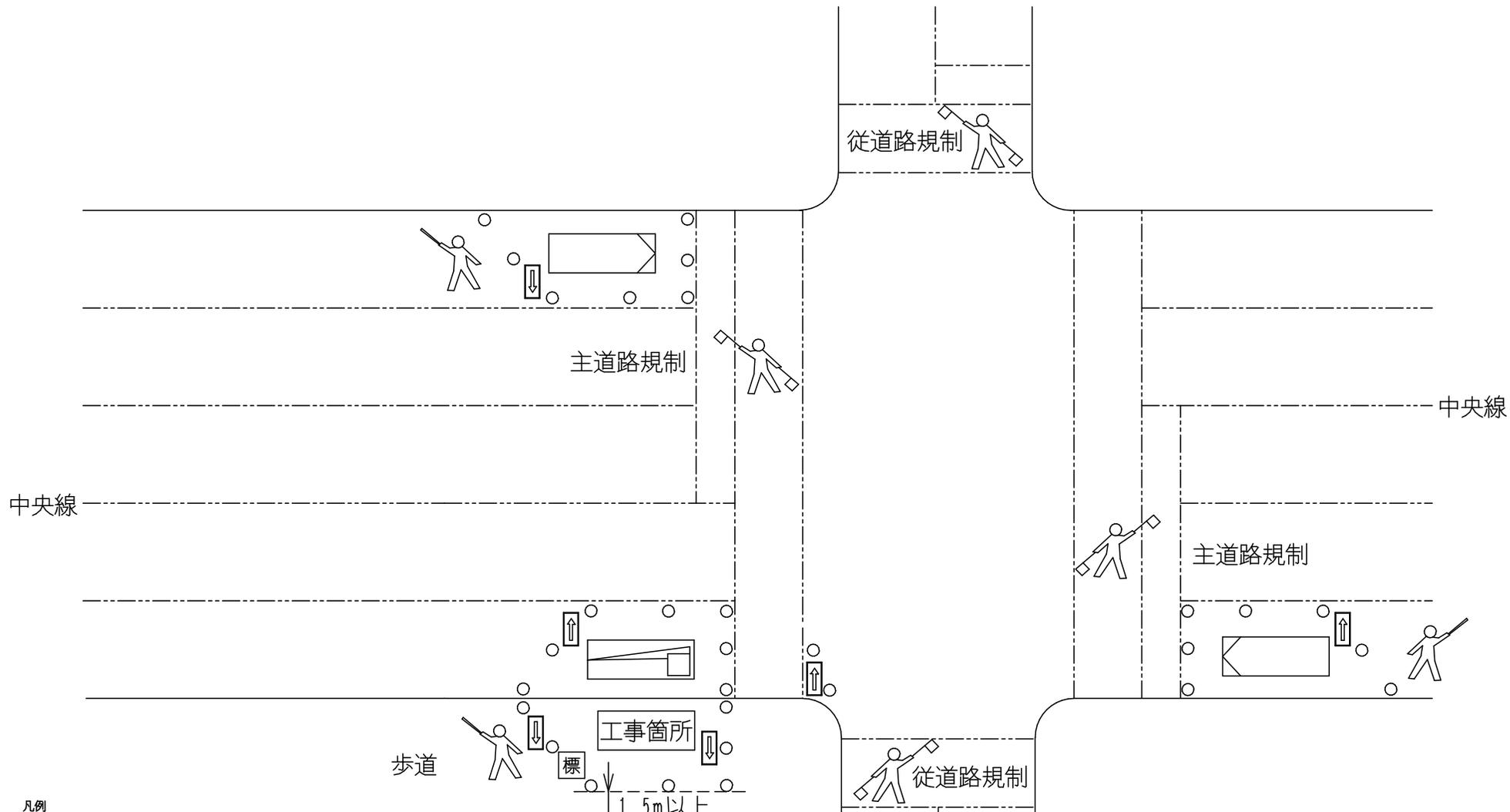
図 工事規制例13
名 (中央帯)



凡例

記号	名称	備考
○	パイロシ(セーフアイコン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W)×400mm以上(H)
▢	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W)×350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置

図 工事規制例14
 (信号減灯時 主道路3車線以下 従道路3車線以下)

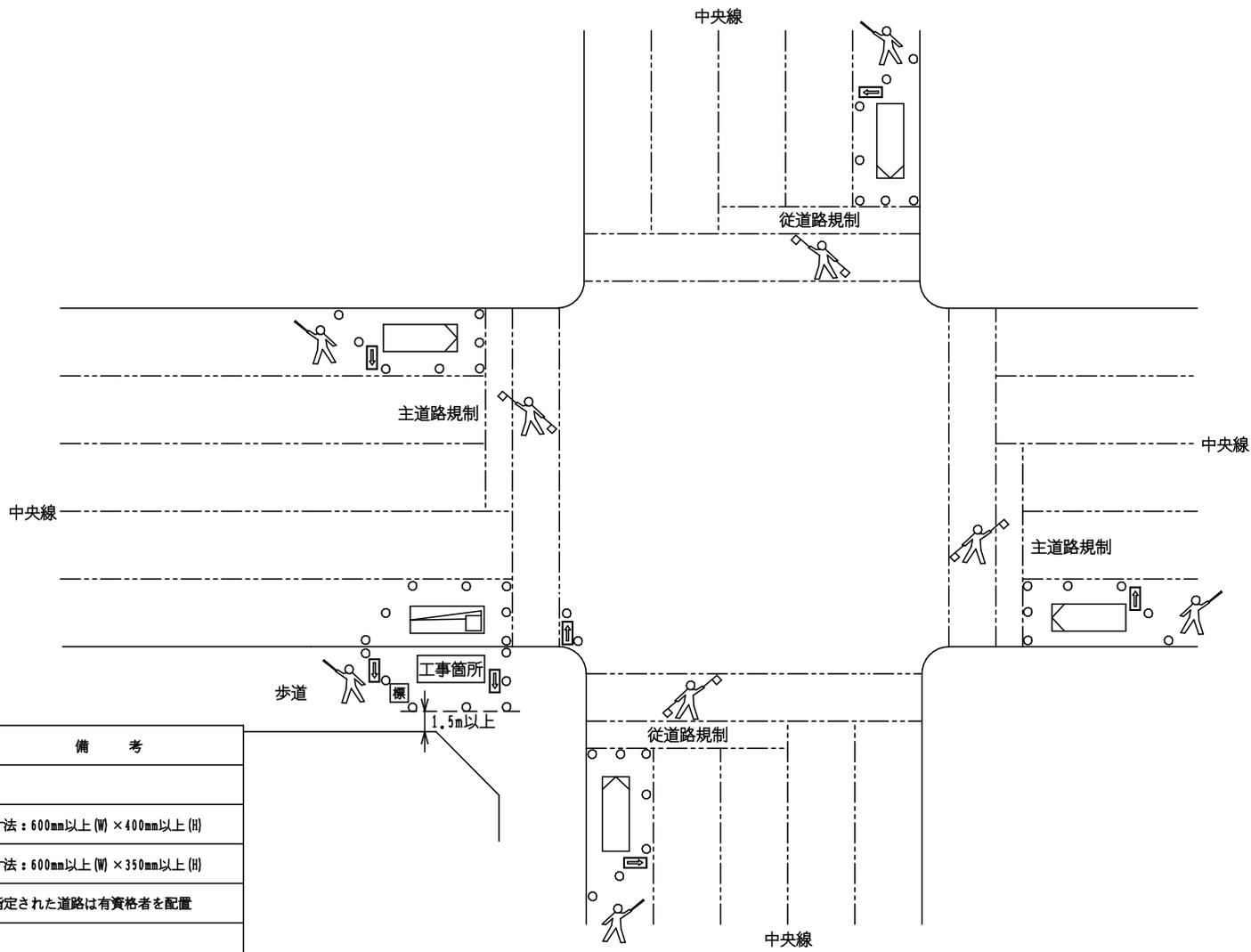


凡例

記号	名称	備考
○	パイル(セパレーター)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W) × 400mm以上(H)
▢	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W) × 350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
高所作業車両	高所作業車両	
交通規制車両	交通規制車両	

1.5m以上

 工事規制例15
 (信号滅灯時 主道路4車線以上 従道路3車線以下)



凡例

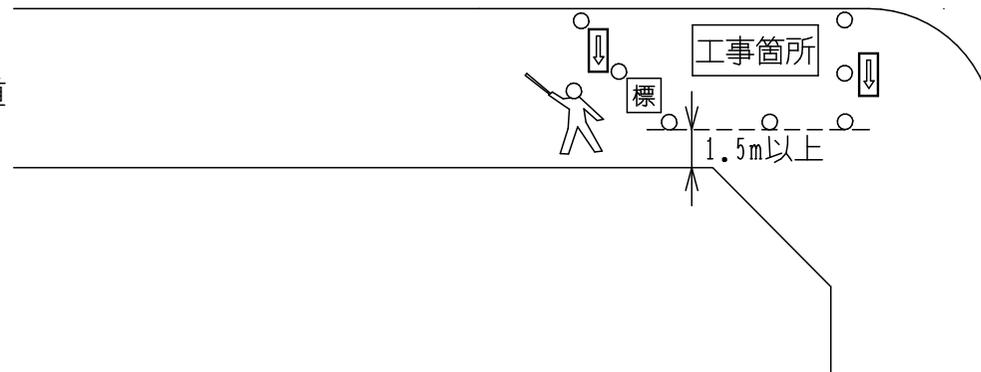
記号	名称	備考
○	パイコン (セーフアイコン)	
⊠	工事標識・看板	寸法：600mm以上 (W) × 400mm以上 (H)
⇨	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上 (W) × 350mm以上 (H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置
⇨	高所作業車両	
⇨	交通規制車両	


 工事規制例16
 (信号減灯時 主道路4車線以上 従道路4車線以上)

歩行者の通行に影響を及ぼす作業については、歩行者の通行の安全を確保するため、原則として1.5m(やむを得ない場合には、0.75m)以上の幅員を有する通行路を確保する。

車道

歩道



凡例

記号	名称	備考
○	パイロシ(セーフアイコン)	
■	工事標識・看板	寸法：600mm以上(W)×400mm以上(H)
⇒	車両誘導矢印板	寸法：600mm以上(W)×350mm以上(H)
人	交通誘導員	指定された道路は有資格者を配置

図名 工事規制例17 (歩道)

別添

岐阜県公安委員会告示第1号（平成27年3月3日）

路 線	区 間
1 国道19号線	岐阜県の全域
2 国道21号線	岐阜県の全域
3 国道22号線	岐阜県の全域
4 国道41号線	岐阜県の全域
5 国道156号線	岐阜県の全域
6 国道157号線	岐阜県の全域
7 国道248号線	岐阜県の全域
8 国道256号線	岐阜県の全域
9 国道258号線	岐阜県の全域
10 県道岐阜南濃線	岐阜県の全域
11 県道岐阜稲沢線	岐阜県の全域
12 県道名古屋多治見線	岐阜県の全域
13 県道江南関線	岐阜県の全域
14 県道大垣一宮線	岐阜県の全域
15 県道北方多度線	岐阜県の全域
16 県道春日井各務原線	岐阜県の全域
17 県道岐阜垂井線	岐阜県の全域
18 県道岐阜関ヶ原線	岐阜県の全域
19 県道岐阜停車場線	岐阜県の全域
20 県道大垣停車場線	岐阜県の全域
21 県道岐阜環状線	岐阜県の全域
22 県道岐阜大野線	岐阜県の全域
23 県道土岐可児線	岐阜県の全域
24 県道岐阜巣南大野線	岐阜県の全域
25 県道岐阜羽島線	岐阜県の全域
26 県道岐阜各務原線	岐阜県の全域
27 県道羽島茶屋新田線	岐阜県の全域
28 県道笠松墨俣線	岐阜県の全域
29 県道松原芋島線	岐阜県の全域
30 県道正木岐阜線	岐阜県の全域
31 県道長森各務原線	岐阜県の全域
32 県道大垣大野線	岐阜県の全域
33 県道赤坂垂井線	岐阜県の全域

34	県道西大垣停車場線	岐阜県の全域
35	県道関美濃線	岐阜県の全域
36	県道上白金真砂線	岐阜県の全域

写真撮影要領

1 写真管理・撮影方法

- (1) 撮影器具は、原則としてデジタルカメラとする。
- (2) 写真帳の作成は、原則として市販の工事写真管理ソフトにより行うこと。
- (3) 使用する工事写真管理ソフトについて、施工計画書等により事前に監督員へ報告するとともに工事写真帳の表紙に表記すること。
- (4) デジタルカメラの写真データの編集は一切認めない。
- (5) 写真については、カラーで、必要な文字、数値等の内容が明確に判読できる機能、精度を確保できるものとする。
- (6) 写真の大きさはL版(89mm×127mm)程度とし、原則として、A4サイズ用の用紙に3枚を並べてプリントすること。ただし、用紙の紙質、写真の解像度により、上記(5)の確保が可能であれば、事前に監督員に協議し、3枚を超える複数枚を並べてプリントしても差し支えない。
- (7) プリントに使用するインク及び用紙は、通常の使用条件のもとで、3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- (8) 撮影アングルは、縦・横を統一して撮影すること。
- (9) 工事名（仕様書番号含む）、工事場所及び作業内容などの必要事項を黒板または白板（以下「黒板」という。）に記載し、必ず撮影箇所において撮影すること。
ただし、狭隘な場所や接写撮影など物理的に不可能な場合は除く。
- (10) 同一箇所において連続する同種の工事写真は、黒板を最初に撮影した後に省略することができる。
- (11) 道路標識、道路標示など多数の工事箇所において、画一的な作業を効率的に撮影する場合や高所で黒板を置くことが困難な場合などは、小型の黒板を事前に監督員に協議して使用することができる。
ただし、小型の黒板においても、工事名（仕様書番号含む）、工事場所は明確に記載すること。
- (12) 国土交通省の新技术情報提供サービス（NETIS）に登録された電子黒板（カメラ機能付きタブレット端末を使用するもの）については、事前に監督員に協議して使用することができる。
- (13) 工事図面の位置番号ごとに撮影し、整理すること。
- (14) 作業内容として出来形寸法等を記載し、仕様書と合致しているか確認できるようにすること。
- (15) 施工前と施工後との状況が比較できるように撮影方向及び撮影位置を同一にして撮影すること。

2 着工前写真

- (1) 施工予定箇所（遠景）
 - (2) 施工予定箇所（近景）
- ※ 信号工事の場合、遠景は信号柱全体が写るよう、近景は機器が個別に写るよう

撮影すること。

※ 標示工事の場合、遠景は交差点全体が写るよう、近景は標示施工箇所が各々写るよう撮影すること。

※ 標識工事の場合は、標識設置場所の周囲を含め写るよう、近景は標識施工箇所が写るよう撮影すること。

3 完成写真

(1) 施工箇所（遠景）

(2) 施工箇所（近景）

※ 信号工事の場合、基礎寸法、設置高等が分かるように撮影すること。

※ 標示工事及び標識工事の場合、施工箇所ごとに着工前と完成を見開きで比較できるように写真帳を整理すること。

4 施工状況写真

(1) 工程ごとに施工前、施工中及び施工後を撮影すること。

(2) 黒板には必要に応じて形状を図示し、寸法を記載すること。

(3) 黒板は必ず同一のものを使用し、現場代理人が施工内容を記載すること。

（使用する黒板も使用機器として予め撮影すること。）

(4) 以下の内容が工事現場で掲示されている看板等の設置状況及び記載内容が確認できるように撮影すること。

ア 建設業許可票（下請業者分を含む）

イ 施工体制台帳

ウ 施工体系図

エ 労災保険関係成立票

オ 建設業退職金共済関係成立票

カ 再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

キ その他労働安全衛生上必要な掲示

(5) 以下の工程を撮影すること。

ア 設計照査

(ア) 設計図書と相違する状況の写真

(イ) 舗装表面の陥没、凹凸、クラック等の状況（道路標示工事）

(ウ) 既設基礎の撤去が困難な状況の写真

(エ) 基礎の建柱位置の立会写真（信号工事）

イ 基礎工事

(ア) 掘削予定箇所写真（遠景）

(イ) 掘削予定箇所写真（近景）

(ウ) 舗装切断状況（舗装面・出来形寸法）

(エ) 床堀状況（出来形寸法）

(オ) 砕石敷き又は底板設置状況（湧水等の排水状況含む）

(カ) ヒューム管設置状況（信号機直管式基礎・出来形寸法）

(キ) 型枠設置状況（出来形寸法）

(ク) 陸打ち基礎製造状況（信号機ベース式）

- (ケ)陸打ち基礎設置状況（信号機ベース式）
- (コ)コンクリートブロック基礎設置状況（路側標識）
- (サ)コンクリート打設状況
- (シ)コンクリート養生状況
- (ス)基礎出来形状況（型枠脱型又は養生取り払い後の出来形寸法）
- (セ)埋め戻し転圧状況
- (ソ)路面復旧状況（使用材料等の表示）
- (タ)付近清掃状況

イ 接地工事

- (ア) 接地予定箇所（近景）
- (イ) 接地棒打設状況
- (ウ) 接地抵抗低減材投入状況
- (エ) 接地抵抗測定状況（抵抗値表示及び使用機器表示）

ウ 建柱工事

- (ア) 建柱状況（全景）
- (イ) 砂締め状況（信号機直管式）
- (ウ) 鋼管柱建て込み状況
- (エ) 基礎上部モルタル仕上げ状況

エ ケーブル入線工事及び接続工事（“接続”は地中分岐用接続材も同様）

- (ア) 施工前の接続箇所の結線状況
- (イ) 施工前の接続箇所のケーブル芯出状況
- (ウ) 施工後の接続箇所の結線状況
- (エ) 施工後の接続箇所のケーブル結束状況
- (オ) 信号制御機等の筐体内端子台の接続状況
- (カ) 電源箱内ブレーカ（開閉器）の電源ケーブルの結線状況
- (キ) 回線箱内保安器の設置状況及び結線状況

オ 道路標示工事

以下を標示種別（線幅別、図示別）ごとに1度以上撮影すること。

- (ア) 路面の清掃状況
- (イ) プライマー散布状況
- (ウ) 標示の作図状況
- (エ) 施工機による路面標示施工状況

カ その他、施工後に検査できない箇所がある工事

5 安全管理写真

以下を撮影すること。

- (1) 危険予知活動（KYT）、ツールボックスミーティング（TBM）、新規入場者教育等の安全訓練の実施状況
- (2) 交通規制、交通整理等の安全対策状況
（交通誘導員の配置、工事予告看板設置状況等）
- (3) 安全パトロール状況

- (4) コンクリート養生時のトラ柵設置状況
- 6 出来形管理写真
 - (1) 信号機及び標識工事
 - 以下をすべて撮影すること。
 - ア 基礎寸法（縦、横）
 - イ 鋼管柱の根入れ深さ（信号機直管式基礎）
 - ウ 設置高さ（地盤面より信号機の機器、表示板及び標識板の下部までの高さ）
 - (2) 道路標示工事
 - 以下を標示種別（線幅別、図示別）及び警察署ごとに1度以上撮影すること。
 - ア 標示寸法（幅、長さ）
 - イ 標示厚さ（テストピース採取状況）
- 7 品質管理写真
 - (1) 材料検収
 - ア 工事に使用する機器及び資材をすべて撮影すること。なお、同一の規格の資材については、下記のア、カの撮影は代表的に行い、使用数量が確認できるよう撮影すること。
 - イ 撮影の際は、黒板に材料の規格、数量を明記し、接写を除き必ず材料に添えて撮影すること。
 - ウ 使用機器は、梱包材から取り出して付属品と共に黒板を含めて撮影すること。
 - エ 使用機器に銘板があるものは、記載内容が確認できるように接写すること。
 - オ 使用資材（塗料等）のラベル等、品番、ロット番号が確認できるように接写すること。
 - カ 使用資材は、寸法、形状が確認できる箱尺、巻尺等を添えて撮影すること。
 - キ 支給品についても同様に撮影すること。
 - (2) 材料保管状況
 - ア 使用材料の保管状況（保管場所、鍵の施錠等）が分かるよう撮影すること。
 - イ 支給品、返納品についても同様に撮影すること。
 - (3) 信号機及び大型標識工事
 - ア 接地抵抗の測定値
 - イ 生コンのスランプ、空気量、塩化物量の計測状況、テストピースの破壊試験状況（行った場合）
 - (4) 路側標識工事
 - 現場練りコンクリート試験練り状況（材料を計量し調合比率が確認できるもの）
 - (5) 道路標示工事
 - 作業日毎に行う塗料の溶融温度の計測状況
- 8 返納品の返却写真
 - 返納品は付属品を含めて監督員又は道路管理者等へ返却する状況を撮影すること。
- 9 監督員立会写真
 - 設計照査、材料検収、段階確認、返納品の受け渡し等において、監督員が立会し

た際には、監督員が確認している状況を撮影すること。

10 建設副産物処理写真

適正に処分したことが確認できるように、以下の写真を撮影すること。

- (1) 建設副産物の一時保管場所
- (2) 建設副産物を運搬車両へ積み込んだ状況（車両番号が確認できること）
- (3) 廃棄物を中間処理場へ搬入した状況（処分許可看板を合わせて撮影）
- (4) 廃棄物を中間処理場内で荷下ろしした状況
- (5) 有価物及び残土についても上記(3)(4)と同様に撮影

11 事故・災害写真

事故及び災害が発生した際は、速やかにその状況が分かるように写真を撮影すること。並びに以下の写真を監督員に提出すること。

- (1) 着工前
- (2) 事故・災害発生状況
- (3) 現状復旧した状況

12 地域貢献状況写真

工事に伴い、以下のような地域に貢献した事があれば、その状況を撮影すること。

- (1) 工事箇所周辺地域の清掃
- (2) 工事箇所周辺地域の軽微な修繕
- (3) 地元行事への参加

13 創意工夫状況写真

今回の工事に伴い、独自の技術・工法等があれば、その実施状況を撮影すること。

（コンクリート養生期間中の措置、柱の回転防止、配管等のさび止め、工事周辺の路面保護、信号滅灯時の対策等）

14 その他

工事に関連して実施したことは極力撮影すること。

情報セキュリティ確保のため遵守すべき事項

(目的)

第1条 受注者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項を定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

一 発注者が管理対象として指定した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

二 発注者が管理対象として指定した物件

三 一号又は二号に掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第2条 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し発注者に通知するものとする。

3 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を管理責任者のもと管理しなければならない。なお、受注者が予め当該名簿及び誓約書を有する場合には、これに代えることができる。

4 受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、発注者の承認を得るものとする。

なお、受注者が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

5 発注者は受注者に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第3条 受注者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3 受注者又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得

なければならない。

(管理)

第4条 受注者は、本契約に基づき、発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。

3 受注者は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、発注者の承認を得るものとする。

4 受注者は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。

5 受注者は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は発注者から廃棄を求められたときは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。

6 受注者は、業務情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

7 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。

8 受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第5条 受注者は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について発注者に報告するものとする。

2 受注者は、契約締結後、少なくとも1年1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について発注者に報告するものとする。

3 前項の確認については、別添「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする

4 下請負者等は情報セキュリティ対策履行状況について、前項目に準じた確認の結果を管理責任者に対して報告するものとする。

5 発注者は受注者に対し、第4項の情報セキュリティ対策履行状況について、報告を求めることができる。

6 受注者は、発注者に報告した確認結果について、発注者の承認を得るものとする。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第6条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピュータ・ウィルスの感染が認められた場合
- 四 一号から三号までに掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任)

第7条 受注者は、受注者の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第8条 受注者は、本契約の履行に際し、第6条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、第6条に規定する事故が発生した場合、必要に応じて受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第6条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、受注者は発注者が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は、第6条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて発注者に提出するものとする。
- 5 第6条に規定する事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
- 6 前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

(情報セキュリティ監査)

第9条 発注者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、受注者は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に発注者に提出することとする。

- 2 発注者は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
- 3 受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。
- 4 発注者が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うことと

する。

- 5 受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を発注者に報告することとする。
- 6 発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
- 7 受注者は、前項の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、第6条に規定する事故が、受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。